委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 | |
|------------------------------|---|--------|
| | 知事 | 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 | |
| 3. 市区町村名 | 御所市 | |
| 4. 届出番号 | 17 | |
| 5. 独自利用事務の事例番 号 | 65-1 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.gose.nara.jp/000000485.html | |

執行機関名 御所市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの | ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 御所市個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条 | 御所市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年御所市条例第4号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。 | 第一条 この条例は、 <u>ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進</u> を図るため、その <u>医</u> 療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活安定と福祉の向上に寄 <u>与する</u> ことを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 御所市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年御所市条例第4号) |